

# 四半期報告書

(第146期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

**株式会社 関西アーバン銀行**

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	27
第4 【提出会社の状況】 .....	28
1 【株式等の状況】 .....	28
2 【株価の推移】 .....	41
3 【役員の状況】 .....	41
第5 【経理の状況】 .....	42
1 【中間連結財務諸表】 .....	43
2 【その他】 .....	99
3 【中間財務諸表】 .....	100
4 【その他】 .....	125
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	126

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第146期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 奥 村 淳 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号  
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 村 哲 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行京都支店  
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)

株式会社関西アーバン銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)

株式会社関西アーバン銀行神戸支店  
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)

株式会社関西アーバン銀行奈良支店  
(奈良市中筋町1番地の4)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	45,626	54,460	55,620	99,990	112,619
連結経常利益	百万円	8,653	9,229	2,554	23,039	18,866
連結中間純利益	百万円	4,355	6,003	2,222	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	10,552	13,055
連結純資産額	百万円	90,593	109,666	111,377	109,858	114,903
連結総資産額	百万円	2,878,406	3,207,130	3,488,435	3,064,682	3,356,395
1株当たり純資産額	円	187.76	201.44	205.15	201.83	212.58
1株当たり中間純利益金額	円	9.08	12.53	4.64	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	22.01	27.25
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	9.07	12.52	4.64	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	21.97	27.22
自己資本比率	%	3.12	3.00	2.81	3.15	3.03
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.45	9.60	9.34	9.92	9.63
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△118,486	28,086	61,036	55,432	27,145
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△36,185	△8,346	△34,788	△221,247	20,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	7,734	△2,615	△2,607	21,859	6,901
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	72,508	92,619	153,194	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	75,493	129,551
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,698 〔813〕	1,814 〔838〕	1,926 〔759〕	1,684 〔826〕	1,774 〔826〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第144期中	第145期中	第146期中	第144期	第145期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	38,502	48,059	48,409	85,675	97,357
経常利益	百万円	7,753	9,393	1,962	22,950	18,402
中間純利益	百万円	3,678	6,692	1,897	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	11,073	12,074
資本金	百万円	37,040	37,040	37,040	37,040	37,040
発行済株式総数	千株	479,348	479,348	479,348	479,348	479,348
純資産額	百万円	90,687	99,106	98,828	98,582	102,695
総資産額	百万円	2,864,686	3,194,723	3,472,704	3,051,763	3,341,452
預金残高	百万円	2,531,472	2,726,094	2,730,975	2,612,802	2,755,831
貸出金残高	百万円	2,295,808	2,600,350	2,822,235	2,436,879	2,741,942
有価証券残高	百万円	261,282	444,182	427,335	444,842	406,185
1株当たり配当額	円	—	—	—	5.00	5.00
自己資本比率	%	3.16	3.10	2.84	3.22	3.07
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.54	9.81	9.46	10.11	9.70
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,562 〔779〕	1,683 〔795〕	1,809 〔714〕	1,558 〔790〕	1,656 〔782〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,926[ 759 ]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員904人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,809[ 714 ]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員839人並びに出向人員185人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員16人については、従業員数に含めております。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### (イ) 金融経済環境

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、エネルギー・原材料価格の高騰が企業体力を低下させる中で、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が深刻化し、景気の減速感が鮮明になりました。海外経済全体の減速から、輸出は鈍化し、雇用者所得の伸び悩みや消費者物価の上昇から、個人消費も低調な動きとなりました。今後につきましても、欧米の金融不安を背景に世界的なりセッション懸念が高まっており、予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

金融業界におきましても、経済環境の悪化を受け、企業倒産の増加や前向きな資金需要の低迷など収益環境は急激に厳しさを増しました。また、株式・債券市場の混乱に伴い有価証券の含み損益が悪化傾向にあり、自己資本の低下、金融機能の脆弱化を招き、実体経済を更に悪化させる懸念も高まりました。

##### (ロ) 営業の成果

当四半期連結会計期間(自平成20年7月1日～至平成20年9月30日)の業績につきましては以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は当四半期連結会計期間中172億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆7,277億円となりました。譲渡性預金は当四半期連結会計期間中392億円減少し、3,337億円となりました。

一方、貸出金は、中小企業向け貸出金や住宅ローンが順調に増加したこと等により、当四半期連結会計期間中387億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2兆8,229億円となりました。また、有価証券は当四半期連結会計期間中101億円増加し、当中間連結会計期間末残高は4,104億円となりました。

総資産は、当四半期連結会計期間中971億円増加し、当中間連結会計期間末残高は3兆4,884億円、純資産は、当四半期連結会計期間15億円減少し、1,113億円となりました。そのうち、株主資本は、中間純利益の計上、剰余金の配当等の結果、当四半期連結会計期間中18億円増加し、1,016億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、205円15銭となりました。

損益につきましては、資金運用収益が206億6百万円、役務取引等収益が27億9千万円、その他業務収益が35億9千5百万円、その他経常収益が6億1千6百万円となったことから、経常収益は276億1千万円となりました。

一方、経常費用は資金調達費用が57億6千7百万円、役務取引等費用が13億2千1百万円、その他業務費用が26億5千7百万円、営業経費が90億3千2百万円、その他経常費用が69億9千万円となったことから、経常費用は257億7千万円となりました。

これらの結果、経常利益は18億3千9百万円、四半期純利益は18億1千9百万円となりました。

事業の種類別では、銀行業の経常収益は249億3千4百万円、経常費用は232億5千5百万円、経常利益は16億7千8百万円となりました。リース業の経常収益は28億9百万円、経常費用は28億8百万円、経常利益は1百万円となりました。その他事業業の経常収益は3億2千8百万円、経常費用は1億7千万円、経常利益は1億5千8百万円となりました。

なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため記載を省略しております。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、9.34%となりました。

## 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は148億3千9百万円、役員取引等収支は14億6千9百万円、その他業務収支は9億3千7百万円であり、収支合計は172億4千6百万円であります。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は147億7千4百万円、役員取引等収支は12億4千7百万円、その他業務収支は6億1千3百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は△3千4百万円、その他業務収支は3億2千3百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は9千9百万円、役員取引等収支は2億2千5百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	14,774	△34	99	—	14,839
うち資金運用 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	20,581	152	110	△237	20,606
うち資金調達 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	5,807	187	11	△237	5,767
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,247	—	225	△4	1,469
うち役員取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,653	—	225	△88	2,790
うち役員取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,405	—	—	△84	1,321
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	613	323	—	0	937
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,058	2,537	—	—	3,595
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	444	2,213	—	△0	2,657

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は27億9千万円、役務取引等費用は13億2千1百万円となったことから、役務取引等収支は14億6千9百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は26億5千3百万円、役務取引等費用は14億5百万円、役務取引等収支は12億4千7百万円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は2億2千5百万円、役務取引等収支は2億2千5百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,653	—	225	△88	2,790
うち預金・ 貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,198	—	—	△2	1,196
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	370	—	—	△1	369
うち証券関連 業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3	—	—	—	3
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	305	—	—	△0	304
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	—	1
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	228	—	—	—	228
うちクレジット カード業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	140	—	140
うち投資信託 業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	484	—	—	—	484
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,405	—	—	△84	1,321
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	80	—	—	—	80

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	2,724,165	—	—	△989	2,723,175
	平成20年9月30日	2,728,249	—	—	△532	2,727,717
うち流動性預金	平成19年9月30日	629,731	—	—	△798	628,933
	平成20年9月30日	587,750	—	—	△350	587,399
うち定期性預金	平成19年9月30日	2,078,986	—	—	△190	2,078,796
	平成20年9月30日	2,125,984	—	—	△176	2,125,807
うちその他	平成19年9月30日	15,447	—	—	△1	15,446
	平成20年9月30日	14,514	—	—	△5	14,509
譲渡性預金	平成19年9月30日	197,410	—	—	—	197,410
	平成20年9月30日	333,700	—	—	—	333,700
総合計	平成19年9月30日	2,921,575	—	—	△989	2,920,585
	平成20年9月30日	3,061,949	—	—	△532	3,061,417

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

事業の種類別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日						平成20年9月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,607,874	—	—	△5,063	2,602,810	100.00	2,829,323	—	—	△6,421	2,822,901	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	4,113	—	—	—	4,113	0.16	3,537	—	—	—	3,537	0.13
製造業	120,577	—	—	—	120,577	4.63	104,737	—	—	—	104,737	3.71
建設業	75,536	—	—	—	75,536	2.90	69,047	—	—	—	69,047	2.45
運輸・情報 通信及び 公益事業	51,301	—	—	—	51,301	1.97	61,009	—	—	—	61,009	2.16
卸売・小売業	147,343	—	—	—	147,343	5.66	133,241	—	—	—	133,241	4.72
金融・保険業	34,786	—	—	△1,005	33,780	1.30	21,046	—	—	△989	20,057	0.71
不動産業	757,423	—	—	—	757,423	29.10	872,862	—	—	—	872,862	30.92
各種 サービス業	309,890	—	—	△4,057	305,832	11.75	319,091	—	—	△5,432	313,659	11.11
地方公共団体	680	—	—	—	680	0.03	5,480	—	—	—	5,480	0.19
個人	1,106,221	—	—	—	1,106,221	42.50	1,239,268	—	—	—	1,239,268	43.90
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	12,900	△12,900	—	—	—	—	12,900	△12,900	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	12,900	△12,900	—	—	—	—	12,900	△12,900	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,607,874	—	12,900	△17,963	2,602,810	—	2,829,323	—	12,900	△19,321	2,822,901	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は148億3千9百万円、役員取引等収支は14億6千9百万円、その他業務収支は9億3千7百万円であり、収支合計は、172億4千6百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は147億2千9百万円、役員取引等収支は14億6千9百万円、その他業務収支は9億3千7百万円となりました。

海外の資金運用収支は1億9百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	14,729	109	—	14,839
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	20,606	109	△109	20,606
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	5,877	—	△109	5,767
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,469	—	△0	1,469
うち役員取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,791	—	△0	2,790
うち役員取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,321	—	—	1,321
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	937	—	—	937
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,595	—	—	3,595
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,657	—	—	2,657

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。  
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。  
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は27億9千万円、役務取引等費用は13億2千1百万円となったことから、役務取引等収支は14億6千9百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は27億9千1百万円、役務取引等費用は13億2千1百万円、役務取引等収支は14億6千9百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,791	—	△0	2,790
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,196	—	—	1,196
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	369	—	△0	369
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3	—	—	3
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	304	—	—	304
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	228	—	—	228
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	140	—	—	140
うち投資信託業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	484	—	—	484
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,321	—	—	1,321
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	80	—	—	80

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。



国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	2,723,176	—	△1	2,723,175
	平成20年9月30日	2,727,722	—	△5	2,727,717
うち流動性預金	平成19年9月30日	628,933	—	—	628,933
	平成20年9月30日	587,399	—	—	587,399
うち定期性預金	平成19年9月30日	2,078,796	—	—	2,078,796
	平成20年9月30日	2,125,807	—	—	2,125,807
うちその他	平成19年9月30日	15,447	—	△1	15,446
	平成20年9月30日	14,514	—	△5	14,509
譲渡性預金	平成19年9月30日	197,410	—	—	197,410
	平成20年9月30日	333,700	—	—	333,700
総合計	平成19年9月30日	2,920,586	—	△1	2,920,585
	平成20年9月30日	3,061,422	—	△5	3,061,417

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。  
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 5 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(1) 業績の状況「事業の種類別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	33,121	31,060	△2,061
経費(除く臨時処理分)	16,872	16,879	7
人件費	8,104	8,270	166
物件費	7,865	7,813	△52
税金	902	796	△105
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	16,249	14,180	△2,069
コア業務純益	14,382	13,896	△486
一般貸倒引当金繰入額	3,347	2,307	△1,040
業務純益	12,901	11,872	△1,029
うち債券関係損益	1,866	284	△1,582
臨時損益	△3,508	△9,909	△6,401
株式関係損益	847	63	△783
不良債権処理損失	3,887	9,413	5,525
貸出金償却	246	—	△246
個別貸倒引当金繰入額	3,332	8,667	5,335
延滞債権等売却損	33	44	10
偶発損失引当金繰入額	—	158	158
保証協会宛負担金	275	541	266
その他臨時損益	△468	△560	△92
経常利益	9,393	1,962	△7,430
特別損益	△85	△257	△172
うち固定資産処分損益	87	△95	△182
うち減損損失	—	162	162
税引前中間純利益	9,307	1,705	△7,602
法人税、住民税及び事業税	5,387	3,524	△1,862
法人税等調整額	△2,771	△3,716	△944
中間純利益	6,692	1,897	△4,794

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支  
2 コア業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－債券関係損益  
3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額  
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却  
7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却  
8 従来、「保証協会宛負担金」は「その他臨時損益」に計上しておりましたが、「不良債権処理損失」に含めることと致しました。前中間会計期間の計数についても、「不良債権処理損失」での計上に変更しております。

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.45	2.47	0.02
(イ)貸出金利回	2.74	2.71	△0.03
(ロ)有価証券利回	1.14	1.12	△0.02
(2) 資金調達原価 ②	1.68	1.71	0.03
(イ)預金等利回	0.52	0.61	0.09
(ロ)外部負債利回	1.90	2.17	0.27
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.77	0.76	△0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	29.02	27.52	△1.50
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	32.79	28.08	△4.71
業務純益ベース	26.03	23.51	△2.52
中間純利益ベース	13.50	3.75	△9.75

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,726,094	2,730,975	4,880
預金 (平残)	2,708,384	2,741,025	32,641
譲渡性預金 (末残)	213,910	345,700	131,790
譲渡性預金 (平残)	219,817	389,979	170,161
貸出金 (末残)	2,600,350	2,822,235	221,885
貸出金 (平残)	2,481,066	2,772,929	291,862

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,952,091	2,046,472	94,381
法人	774,003	684,502	△89,501
合計	2,726,094	2,730,975	4,880

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,060,114	1,191,983	131,869
住宅ローン残高	822,394	915,620	93,225
その他ローン残高	237,719	276,362	38,643

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,405,459	2,670,341	264,882
総貸出金残高	②	百万円	2,600,350	2,822,235	221,885
中小企業等貸出金比率	①/②	%	92.50	94.61	2.11
中小企業等貸出先件数	③	件	106,287	124,702	18,415
総貸出先件数	④	件	106,606	124,902	18,296
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.70	99.83	0.13

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	3	12	—	—
信用状	133	1,364	110	1,139
保証	195	12,637	217	12,631
計	331	14,014	327	13,770

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,040	37,040
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,546	8,546
	利益剰余金	49,448	56,304
	自己株式(△)	138	288
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	80	80
	その他有価証券の評価差損(△)	—	4,641
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	27	56
	連結子法人等の少数株主持分	13,132	13,127
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	12,500	12,500
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	107,976	110,063
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	664
	一般貸倒引当金	18,513	17,505
	負債性資本調達手段等	74,000	84,000
	うち永久劣後債務(注2)	23,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	51,000	56,000
計	93,178	102,170	
うち自己資本への算入額 (B)	87,375	97,585	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	195,351	207,649
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,897,911	2,079,163
	オフ・バランス取引等項目	18,823	17,331
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,916,734	2,096,495
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	116,919	125,786
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,353	10,062
計 (E) + (F) (H)	2,033,653	2,222,281	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.60	9.34
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		5.30	4.95

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,040	37,040
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,546	8,546
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,599	2,078
	その他利益剰余金	50,424	54,810
	その他	12,580	12,580
	自己株式(△)	138	288
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	80	80
	その他有価証券の評価差損(△)	—	4,641
	新株予約権	27	56
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	109,998	110,100
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額	664	664
	一般貸倒引当金	15,525	13,911
	負債性資本調達手段等	74,000	84,000
	うち永久劣後債務(注2)	23,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	51,000	56,000
	計	90,190	98,576
	うち自己資本への算入額 (B)	87,221	97,418
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	197,220	207,518
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,882,783	2,059,595
	オフ・バランス取引等項目	17,697	16,507
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,900,480	2,076,103
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G) / 8% ) (F)	108,607	116,314
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,688	9,305
	計 (E) + (F) (H)	2,009,088	2,192,418
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.81	9.46
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		5.47	5.02

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式<sup>(注)1</sup>に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。</li> <li>(2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書<sup>(注)2</sup>を交付した場合。</li> <li>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>を交付している場合。</li> <li>(4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示<sup>(注)5</sup>を交付している場合。</li> <li>(5) 当該配当支払日が当行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来する場合。</li> </ol> また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。  当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。

分配可能金額制限	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式<sup>(注)8</sup>（もしあれば）の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>
強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示<sup>(注)5</sup>又は配当減額指示<sup>(注)7</sup>がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書<sup>(注)2</sup>が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来する場合には、監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態（日本の破産法上の「支払不能」を意味する。）、あるいは当行の負債（上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。）が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

### 3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

### 4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

### 5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

### 6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

### 7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

### 8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式（本優先出資証券を除く。）。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	183	611
危険債権	231	246
要管理債権	234	171
正常債権	25,590	27,403

## (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、591億3千9百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、△181億2千8百万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、△3億1千9百万円となりました。

この結果、当四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物の増加は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、406億8千9百万円であり、当四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,531億9千4百万円となりました

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

世界的な景気減速や金融市場の混乱を受け、収益環境は急激に厳しさを増しており、また、リスク管理の重要性も一段と高まっております。当行といたしましては、リテール重視の営業により、一段と安定した収益基盤を構築すると同時に、与信管理態勢の強化、各種リスク管理の高度化を更に進めることで強固な財務体質を確立し、なお一層、地域金融機関としての使命・役割を果たしてまいります。

## (4) 研究開発活動

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

①銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	心齋橋アーバンビル地下 2F・6F	大阪市中央区	新設	事務所	1,469	—	自己資金	平成20年9月	平成20年10月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

②リース業

重要なものはありません。

③その他事業

重要なものはありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	479,348,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	479,348,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	118,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は、付与契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	158個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	228個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	228,000株
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	329個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	329,000株
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	451個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	451,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	174個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。



③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	289個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	289,000株
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり302円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 339円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日 ～平成20年9月30日	—	479,348	—	37,040,000	—	8,546,112

## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成20年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	202,121	42.16
銀泉株式会社	大阪市中央区高麗橋4丁目6-12	34,122	7.11
株式会社クオーク	東京都港区三田3丁目5-27号	27,339	5.70
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	3.71
タイヨウ ファンド, エル. ピー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1208 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	17,396	3.62
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	14,721	3.07
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	2.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	9,009	1.87
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,620	1.17
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	4,971	1.03
計	—	346,008	72.18

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 713,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 477,962,000	477,962	—
単元未満株式	普通株式 673,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	479,348,000	—	—
総株主の議決権	—	477,962	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、247,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が247個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式163株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	713,000	—	713,000	0.14
計	—	713,000	—	713,000	0.14

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	285	319	326	272	203	202
最低(円)	249	274	243	202	127	128

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役(代表取締役)兼 専務執行役員 (法人営業総本部長兼 ハウジング営業総本部長)	専務取締役(代表取締役)兼 専務執行役員 (営業統括総本部長兼 ハウジング営業総本部長)	永広 建志	平成20年10月1日
専務取締役兼専務執行役員 (戦略法人営業総本部長兼 戦略法人融資本部長)	専務取締役兼専務執行役員 (戦略法人営業総本部長兼 法人営業総本部長)	高舛 啓次	平成20年10月1日
常務取締役兼常務執行役員 (営業統括本部担当並びに 業務総本部長兼 プライベートバンキング事業本部長)	常務取締役兼常務執行役員 (業務総本部長兼 プライベートバンキング事業本部長)	岡下 和美	平成20年10月1日

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※6 95,771	※6 154,125	※6 133,246
コールローン及び買入手形	692	1,670	1,031
有価証券	※6, ※13 427,286	※6, ※13 410,439	※6, ※13 389,289
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,602,810	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,822,901	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,742,228
外国為替	※5 6,748	※5 4,229	※5 4,620
その他資産	※6 22,755	※6 39,282	※6 27,749
有形固定資産	※8, ※9, ※10 43,448	※8, ※9 38,079	※8, ※9, ※10 44,742
無形固定資産	3,726	2,991	3,861
繰延税金資産	14,322	23,664	17,497
支払承諾見返	15,132	14,587	14,488
貸倒引当金	△25,564	△23,536	△22,360
資産の部合計	3,207,130	3,488,435	3,356,395
<b>負債の部</b>			
預金	※6 2,723,175	※6 2,727,717	※6 2,748,579
譲渡性預金	197,410	333,700	327,170
コールマネー及び売渡手形	1,697	※6 150,149	158
債券貸借取引受入担保金	※6 19,996	—	—
借用金	※6, ※11 40,430	※6, ※11 40,023	※6, ※11 41,318
外国為替	165	91	70
社債	※12 56,000	※12 66,000	※12 66,000
その他負債	36,673	37,900	36,782
賞与引当金	1,514	1,508	1,575
退職給付引当金	4,040	3,677	3,700
役員退職慰労引当金	414	371	484
預金払戻引当金	193	189	180
偶発損失引当金	—	523	364
再評価に係る繰延税金負債	※8 618	※8 618	※8 618
支払承諾	15,132	14,587	14,488
負債の部合計	3,097,464	3,377,058	3,241,491

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	37,040	37,040	37,040
資本剰余金	8,546	8,546	8,546
利益剰余金	49,448	56,304	56,478
自己株式	△138	△288	△292
株主資本合計	94,896	101,601	101,771
その他有価証券評価差額金	1,303	△4,641	△1,252
繰延ヘッジ損益	△553	374	370
土地再評価差額金	※8 858	※8 858	※8 858
評価・換算差額等合計	1,609	△3,408	△23
新株予約権	27	56	43
少数株主持分	13,132	13,127	13,111
純資産の部合計	109,666	111,377	114,903
負債及び純資産の部合計	3,207,130	3,488,435	3,356,395

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	54,460	55,620	112,619
資金運用収益	38,167	41,463	78,728
(うち貸出金利息)	34,573	38,144	71,587
(うち有価証券利息配当金)	2,491	2,512	5,491
役務取引等収益	6,624	5,287	12,932
その他業務収益	8,460	7,668	19,240
その他経常収益	※1 1,207	※1 1,200	※1 1,717
経常費用	45,231	53,065	93,752
資金調達費用	8,987	11,265	19,705
(うち預金利息)	7,105	8,239	15,010
役務取引等費用	2,480	2,609	4,303
その他業務費用	6,116	6,396	14,697
営業経費	17,878	18,369	35,324
その他経常費用	※2 9,767	※2 14,425	※2 19,722
経常利益	9,229	2,554	18,866
特別利益	※3 197	26	297
固定資産処分益	—	21	284
償却債権取立益	—	4	13
特別損失	※4 275	255	355
固定資産処分損	—	92	144
減損損失	—	※6 162	※6 36
その他の特別損失	—	—	※5 174
税金等調整前中間純利益	9,151	2,325	18,808
法人税、住民税及び事業税	5,758	3,701	10,218
法人税等調整額	△2,809	△3,830	△4,858
法人税等合計	—	△129	—
少数株主利益	198	232	393
中間純利益	6,003	2,222	13,055



## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	37,040	37,040	37,040
当中間期末残高	37,040	37,040	37,040
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	8,546	8,546	8,546
当中間期末残高	8,546	8,546	8,546
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	45,863	56,478	45,863
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
中間純利益	6,003	2,222	13,055
自己株式の処分	△23	△3	△45
当中間期変動額合計	3,585	△174	10,614
当中間期末残高	49,448	56,304	56,478
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△165	△292	△165
当中間期変動額			
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	36	6	71
当中間期変動額合計	27	3	△127
当中間期末残高	△138	△288	△292
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	91,284	101,771	91,284
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
中間純利益	6,003	2,222	13,055
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	12	3	26
当中間期変動額合計	3,612	△170	10,487
当中間期末残高	94,896	101,601	101,771

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,846	△1,252	4,846
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,542	△3,389	△6,099
当中間期変動額合計	△3,542	△3,389	△6,099
当中間期末残高	1,303	△4,641	△1,252
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△306	370	△306
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△246	4	676
当中間期変動額合計	△246	4	676
当中間期末残高	△553	374	370
土地再評価差額金			
前期末残高	858	858	858
当中間期末残高	858	858	858
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	5,398	△23	5,398
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,789	△3,384	△5,422
当中間期変動額合計	△3,789	△3,384	△5,422
当中間期末残高	1,609	△3,408	△23
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	14	43	14
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12	12	29
当中間期変動額合計	12	12	29
当中間期末残高	27	56	43
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	13,160	13,111	13,160
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△27	16	△49
当中間期変動額合計	△27	16	△49
当中間期末残高	13,132	13,127	13,111

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	109,858	114,903	109,858
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
中間純利益	6,003	2,222	13,055
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	12	3	26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,804	△3,355	△5,442
当中間期変動額合計	△192	△3,525	5,045
当中間期末残高	109,666	111,377	114,903

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	9,151	2,325	18,808
減価償却費	4,331	1,926	8,825
減損損失	—	162	36
貸倒引当金の増減(△)	2,119	1,176	△1,085
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△2	—	△2
賞与引当金の増減額(△は減少)	△59	△67	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△332	△22	△672
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	13	△112	82
預金払戻引当金の増減額(△は減少)	193	9	180
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	—	158	364
資金運用収益	△38,167	△41,463	△78,728
資金調達費用	8,987	11,265	19,705
有価証券関係損益(△)	△2,667	△592	△3,675
為替差損益(△は益)	△0	△2	0
固定資産処分損益(△は益)	△86	70	△140
貸出金の純増(△)減	△162,127	△80,673	△301,544
預金の純増減(△)	113,877	△20,862	139,281
譲渡性預金の純増減(△)	52,260	6,530	182,020
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△38,942	△1,295	△38,054
有利息預け金の純増(△)減	512	2,763	△29
コールローン等の純増(△)減	192	△638	△146
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	43,734	—	43,734
コールマネー等の純増減(△)	△5,774	149,990	△7,314
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	19,996	—	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,401	391	726
外国為替(負債)の純増減(△)	△445	20	△540
資金運用による収入	38,294	41,417	79,537
資金調達による支出	△5,562	△7,886	△15,304
その他	△1,443	1,245	△5,084
小計	36,650	65,837	40,982
法人税等の支払額	△8,563	△4,800	△13,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,086	61,036	27,145

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△260,878	△173,388	△640,795
有価証券の売却による収入	157,792	98,218	353,942
有価証券の償還による収入	100,440	48,883	318,895
有形固定資産の取得による支出	△5,420	△8,171	△11,183
有形固定資産の売却による収入	304	131	514
無形固定資産の取得による支出	△599	△491	△1,449
無形固定資産の売却による収入	—	0	—
その他	14	29	87
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△8,346</b>	<b>△34,788</b>	<b>20,012</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	9,909
配当金の支払額	△2,392	△2,391	△2,393
少数株主への配当金の支払額	△226	△216	△442
自己株式の取得による支出	△9	△2	△198
自己株式の処分による収入	12	3	26
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△2,615</b>	<b>△2,607</b>	<b>6,901</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2	△0
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	<b>17,126</b>	<b>23,642</b>	<b>54,058</b>
現金及び現金同等物の期首残高	75,493	129,551	75,493
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 92,619	※1 153,194	※1 129,551

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社 6社 会社名 関銀リース(株) (株)関西クレジット・サービス 関西総合信用(株) 関西ビジネス(株) 幸福カード(株) KUBC Preferred Capital Cayman Limited 非連結子会社はありません。	連結子会社 6社 会社名 関銀リース(株) (株)関西クレジット・サービス 関西総合信用(株) 関西モーゲージサービス(株) 幸福カード(株) KUBC Preferred Capital Cayman Limited 関西モーゲージサービス(株)は前連結会計年度に関西ビジネス(株)より社名変更しております。 非連結子会社はありません。	連結子会社 6社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 非連結子会社はありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社
4 開示対象目的会社に関する事項	——	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。	——

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについて、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) _____	(4) _____	(4) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、23,181百万円であります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、36,032百万円であります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27,295百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合に比べ、前中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は338百万円多く計上されております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生しているものと認められるものを計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当中間連結会計期間発生額19百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は19百万円及び税金等調整前中間純利益は193百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当連結会計年度発生額5百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円はその他の特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円及び税金等調整前当期純利益は180百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(10) ———	(10) 偶発損失引当金の計上 基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上 基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換 算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換 算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換 算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) ———	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は187百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(15) _____	(15)連結納税制度の適用 当行及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(15) _____
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。



【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p style="text-align: center;">——</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>当該取引については、「その他資産」中のリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。これにより、従来の方法に比べ、経常収益は2,914百万円、経常費用は2,936百万円減少し、経常利益、税金等調整前中間純利益は22百万円増加しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース投資資産は12,273百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>該当ありません。</p>	<p style="text-align: center;">——</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1	1	<p>1 当行は、当連結会計年度中に連結納税の承認申請を行い、平成20年3月に承認されましたので、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。</p>
2	<p>2 有価証券のうち、其他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間連結会計期間末日の市場価格をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「其他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。</p>	2

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は5,720百万円、延滞債権額は36,289百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は340百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,601百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は39,485百万円、延滞債権額は48,015百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,855百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は13,205百万円、延滞債権額は41,162百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,712百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,763百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,952百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,778百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 86,558百万円 貸出金 4,610百万円 その他 資産(延払 8,362百万円 資産) 担保資産に対応する債務 預金 1,660百万円 借入金 20,430百万円 債券貸借 取引受入 19,996百万円 担保金 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券28,562百万円、現金預け金0百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,115百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,890百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,676百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 208,750百万円 貸出金 3,573百万円 その他 資産(延払 7,860百万円 資産) 担保資産に対応する債務 預金 3,308百万円 コール マネー 150,000百万円 借入金 19,123百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,959百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,844百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,511百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 66,379百万円 貸出金 3,794百万円 その他 資産(延払 9,231百万円 資産) 預け金 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,332百万円 借入金 20,318百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券54,228百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、293,387百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが284,403百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、310,935百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが306,440百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、315,313百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが309,871百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">684百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">650百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">665百万円</p>
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">34,449百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,356百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">34,526百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,179百万円</p> <p>(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※10 ———</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,179百万円</p> <p>(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p>
<p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>
<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は970百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ820百万円減少しております。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は720百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)																
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,149百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額8,148百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、固定資産処分益188百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額174百万円、固定資産処分損101百万円であります。</p> <p>※5 _____</p> <p>※6 _____</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,719百万円を含んでおります。</p> <p>※3 _____</p> <p>※4 _____</p> <p>※5 _____</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗 2 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 2 か店	種類	建物他	減損損失	162百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,248百万円、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額370百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額14,558百万円、貸出債権売却に伴う損失1,184百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金614百万円及び偶発損失引当金繰入額364百万円を含んでおります。</p> <p>※3 _____</p> <p>※4 _____</p> <p>※5 「その他の特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額であります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計36百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗 1 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2 百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 1 か店	種類	建物	減損損失	2 百万円
地域	大阪府下																	
用途	営業用店舗 2 か店																	
種類	建物他																	
減損損失	162百万円																	
地域	大阪府下																	
用途	営業用店舗 1 か店																	
種類	建物																	
減損損失	2 百万円																	



前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																
	<p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	<p>(遊休資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産 1 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>7 百万円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産 4 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>27 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	遊休資産 1 物件	種類	建物	減損損失	7 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 4 物件	種類	土地建物	減損損失	27 百万円
地域	大阪府下																	
用途	遊休資産 1 物件																	
種類	建物																	
減損損失	7 百万円																	
地域	大阪府外																	
用途	遊休資産 4 物件																	
種類	土地建物																	
減損損失	27 百万円																	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	—	—	479,348	
合計	479,348	—	—	479,348	
自己株式					
普通株式	319	21	70	271	(注)1、2
合計	319	21	70	271	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加21千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少70千株は、ストック・オプションの権利行使による減少70千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		27		
合計			—		27		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,395	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	—	—	479,348	
合計	479,348	—	—	479,348	
自己株式					
普通株式	715	13	16	713	(注) 1、2
合計	715	13	16	713	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、単元未満株式の売渡しによる減少9千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		56			
合計			—		56			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	—	—	479,348	
合計	479,348	—	—	479,348	
自己株式					
普通株式	319	537	141	715	(注) 1、2
合計	319	537	141	715	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加537千株は、取締役会決議による取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加37千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少141千株は、ストック・オプションの権利行使による減少140千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			43		
合計			—			43		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,395	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 95,771百万円 定期預け金 △393百万円 通知預け金 △2,000百万円 普通預け金 △686百万円 その他預け金 △72百万円 現金及び現金同等物 <u>92,619百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 154,125百万円 定期預け金 △363百万円 普通預け金 △568百万円 現金及び現金同等物 <u>153,194百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 133,246百万円 定期預け金 △393百万円 通知預け金 △3,000百万円 普通預け金 △301百万円 現金及び現金同等物 <u>129,551百万円</u>

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)												
1	<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 13,357百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 871百万円</p> <p>受取利息相当額 △1,955百万円</p> <p>期末リース投資資産 12,273百万円</p> <p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="0" data-bbox="638 963 989 1187"> <tr><td>1年以内</td><td>1,057百万円</td></tr> <tr><td>1年超2年以内</td><td>2,392百万円</td></tr> <tr><td>2年超3年以内</td><td>2,210百万円</td></tr> <tr><td>3年超4年以内</td><td>3,128百万円</td></tr> <tr><td>4年超5年以内</td><td>2,647百万円</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>1,920百万円</td></tr> </table> <p>リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益と当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について貸手側が通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税金等調整前中間純利益との差額は154百万円であります。</p>	1年以内	1,057百万円	1年超2年以内	2,392百万円	2年超3年以内	2,210百万円	3年超4年以内	3,128百万円	4年超5年以内	2,647百万円	5年超	1,920百万円	1
1年以内	1,057百万円													
1年超2年以内	2,392百万円													
2年超3年以内	2,210百万円													
3年超4年以内	3,128百万円													
4年超5年以内	2,647百万円													
5年超	1,920百万円													

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)																																																																
<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">281百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">281百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">111百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">111百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">169百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	取得価額相当額		動産	281百万円	その他	一百万円	合計	281百万円	減価償却累計額相当額		動産	111百万円	その他	一百万円	合計	111百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	169百万円	その他	一百万円	合計	169百万円	<p>2 ———</p>	<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">358百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">358百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">116百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">116百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減損損失累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">動産</td> <td style="text-align: right;">241百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">241百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p>	取得価額相当額		動産	358百万円	その他	一百万円	合計	358百万円	減価償却累計額相当額		動産	116百万円	その他	一百万円	合計	116百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	年度末残高相当額		動産	241百万円	その他	一百万円	合計	241百万円
取得価額相当額																																																																		
動産	281百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	281百万円																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																		
動産	111百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	111百万円																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																		
動産	一百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	一百万円																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額																																																																		
動産	169百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	169百万円																																																																	
取得価額相当額																																																																		
動産	358百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	358百万円																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																		
動産	116百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	116百万円																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																		
動産	一百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	一百万円																																																																	
年度末残高相当額																																																																		
動産	241百万円																																																																	
その他	一百万円																																																																	
合計	241百万円																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 43百万円</li> <li>1年超 126百万円</li> <li>合計 169百万円</li> </ul> </li> <li>なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</li> <li>・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円</li> <li>・当中間連結会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 18百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</li> <li>減価償却費相当額 18百万円</li> <li>減損損失 一百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>[貸手側]</li> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 33,265百万円</li> <li>その他 1,320百万円</li> <li>合計 34,585百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 21,339百万円</li> <li>その他 719百万円</li> <li>合計 22,058百万円</li> </ul> </li> <li>減損損失累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 一百万円</li> <li>その他 一百万円</li> <li>合計 一百万円</li> </ul> </li> <li>中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 11,926百万円</li> <li>その他 601百万円</li> <li>合計 12,527百万円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 55百万円</li> <li>1年超 185百万円</li> <li>合計 241百万円</li> </ul> </li> <li>なお、未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</li> <li>・リース資産減損勘定の年度末残高 一百万円</li> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料 49百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</li> <li>減価償却費相当額 49百万円</li> <li>減損損失 一百万円</li> </ul> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>[貸手側]</li> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>取得価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 32,340百万円</li> <li>その他 1,479百万円</li> <li>合計 33,819百万円</li> </ul> </li> <li>減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 20,636百万円</li> <li>その他 762百万円</li> <li>合計 21,398百万円</li> </ul> </li> <li>減損損失累計額 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 一百万円</li> <li>その他 一百万円</li> <li>合計 一百万円</li> </ul> </li> <li>年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> <li>動産 11,704百万円</li> <li>その他 716百万円</li> <li>合計 12,421百万円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 4,820百万円</li> <li>1年超 7,946百万円</li> <li>合計 12,766百万円</li> </ul> </li> <li>なお、未経過リース料のうち、9,387百万円を借入金等の担保に供しております。</li> <li>・当中間連結会計期間の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 3,119百万円</li> <li>減価償却費 2,678百万円</li> <li>受取利息相当額 367百万円</li> </ul> </li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 38百万円</li> <li>1年超 512百万円</li> <li>合計 550百万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 19百万円</li> <li>1年超 473百万円</li> <li>合計 492百万円</li> </ul> </li> </ul> <p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 2百万円</li> <li>1年超 31百万円</li> <li>合計 34百万円</li> </ul> </li> <li>なお、未経過リース料のうち、0百万円を借入金等の担保に供しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 4,897百万円</li> <li>1年超 7,901百万円</li> <li>合計 12,799百万円</li> </ul> </li> <li>なお、未経過リース料のうち、11,315百万円を借入金等の担保に供しております。</li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 6,236百万円</li> <li>減価償却費 5,345百万円</li> <li>受取利息相当額 703百万円</li> </ul> </li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 58百万円</li> <li>1年超 564百万円</li> <li>合計 623百万円</li> </ul> </li> </ul>

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	12,008	13,164	1,155
債券	372,314	372,388	74
国債	301,211	301,166	△44
地方債	1,710	1,702	△7
社債	69,392	69,519	126
その他	36,503	37,471	968
合計	420,825	423,023	2,198

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	695
非上場債券	970
投資事業組合出資金	2,597

## II 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,479	10,127	△351
債券	366,619	365,610	△1,008
国債	261,567	262,138	570
地方債	1,800	1,801	0
社債	103,250	101,670	△1,579
その他	37,114	30,626	△6,487
合計	414,212	406,364	△7,847

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、534百万円(株式)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	701
非上場債券	820
投資事業組合出資金	2,553

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	11,217	11,336	118	1,175	1,057
債券	335,907	337,258	1,350	1,952	601
国債	230,189	231,034	844	1,235	390
地方債	1,835	1,850	15	19	3
社債	103,882	104,372	490	697	207
その他	40,256	36,668	△3,587	1,337	4,924
合計	387,381	385,263	△2,118	4,465	6,583

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,727百万円(うち株式1,275百万円、その他452百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	353,942	6,706	1,179

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	708
非上場債券	720
投資事業組合出資金	2,597

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	164,817	154,590	14,318	4,251
国債	146,710	77,955	2,116	4,251
地方債	176	1,240	433	—
社債	17,929	75,393	11,769	—
その他	144	17,940	5,262	—
合計	164,961	172,530	19,581	4,251

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当中間連結会計期間末(平成20年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

III 前連結会計年度末(平成20年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,198
その他有価証券	2,198
(△)繰延税金負債	894
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,303
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,303

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△7,847
その他有価証券	△7,847
(+)繰延税金資産	3,205
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△4,641
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△4,641

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### ○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,118
その他有価証券	△2,118
(+)繰延税金資産	865
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,252
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,252

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	138,212	51	51
	金利オプション	—	—	—
	その他	4,433	—	—
	合計	—	51	51

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	9,666	43	43
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	43	43

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。



## Ⅱ 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	126,691	1,046	1,046
	金利オプション	—	—	—
	その他	2,673	—	—
	合計	—	1,046	1,046

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	10,243	54	54
	為替予約	4,030	22	22
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	77	77

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引は、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引であります。

##### (2) 利用目的及び取組方針

当行が取扱っているデリバティブ取引は、預貸金業務に付随して発生する市場リスクをコントロールするための金利スワップ取引、お客さまの依頼により行う金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・為替予約取引、お客さまとの取引における金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引・金利オプション取引、及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引・為替予約取引、また保有債券の価格変動リスクを回避するための債券先物取引であり、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	預金・貸出金等
為替予約	外貨建金銭債権債務等

##### ③ ヘッジの有効性の評価

(金利スワップ)

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(為替予約)

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約(為替スワップ取引等)をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、当行が利用しているデリバティブ取引はヘッジを目的としているため、オン・バランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。

信用リスクとは、取引先の契約不履行によって発生するものですが、対金融機関取引においては、大手行等を相手にすることで、また、対顧客取引においては、与信審査の上、デリバティブ取引の仕組み、リスクの所在を理解している先に絞ることで、それぞれ信用リスクの軽減を図っております。

##### (4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、自己責任原則の下、経営体力対比適正なレベルにリスクをコントロールした上で、業務の発展・収益力の強化を図ること、及び厳格なリスク管理により業務の健全性・適切性を確保することを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

デリバティブ取引に係るリスク管理につきましては、売買の約定を行う部門(フロントオフィス部門)と資金・証券等の受渡しを行う部門(バックオフィス部門)を完全分離するとともに、市場リスクの一元的把握及び管理を行う部門(ミドルオフィス部門)を設置して、強固な相互牽制体制を確立しています。経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、毎月開催されるALM委員会(経営会議役員、関連部部長で構成)へ報告を行うとともに、リスク管理規定に従い行内の電子メールにより日次でも行っております。

##### (5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを表すものではありません。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	125,512	89,232	630	630
	受取固定・支払変動	82,613	46,333	1,239	1,239
	受取変動・支払固定	42,899	42,899	△609	△609
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	3,056	3,056	—	—
	売建	1,528	1,528	△3	△3
	買建	1,528	1,528	3	3
		合計	—	—	630

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,081	5,081	14	14
	為替予約	3,127	—	43	43
	売建	1,734	—	141	141
	買建	1,392	—	△97	△97
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	58	58

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)  
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名	当行の取締役を兼務しない執行役員 14名 当行の使用人 48名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 174,000株	普通株式 112,000株
付与日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間(自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日)	8年間(自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日)
権利行使価格	461円	461円
付与日における公正な評価単価	96円	96円

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役、当行の取締役を兼務しない執行役員、 当行の使用人 70名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 289,000株
付与日	平成20年7月31日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	8年間(自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日)
権利行使価格	302円
付与日における公正な評価単価	37円

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの付与数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの付与数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 48
株式の種類別ストック・オプションの付与数(株)	普通株式 112,000
付与日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	174,000	174,000	256,000	363,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	52,000	16,000	26,000	33,000
失効	—	—	—	—
未行使残	122,000	158,000	230,000	330,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	464,000	162,000	115,000	—
付与	—	—	—	174,000
失効	—	—	—	—
権利確定	464,000	—	—	—
未確定残	—	162,000	115,000	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	464,000	—	—	—
権利行使	13,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	—	—	—

	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	112,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	112,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—



## ② 単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	415	358	360	380
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	335	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138	96

	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	461
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	96

### 3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値および見積方法

	平成19年 ストック・オプション
株価変動性 (注)1	36.91%
予想残存期間 (注)2	5年
予想配当 (注)3	5円/株
無リスク利率(注)4	1.39%

- (注) 1 5年間(平成14年6月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。  
2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3 平成19年3月期の配当実績によります。  
4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	48,776	5,395	289	54,460	—	54,460
(2) セグメント間の 内部経常収益	280	507	696	1,485	(1,485)	—
計	49,056	5,902	986	55,945	(1,485)	54,460
経常費用	40,278	5,562	670	46,512	(1,281)	45,231
経常利益	8,778	339	315	9,433	(204)	9,229

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。  
 2 各事業の主な内容  
 (1) 銀行業……………銀行業  
 (2) リース業……………リース業  
 (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業  
 3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。  
 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (9) 預金払戻引当金の計上基準」に記載のとおり、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しています。この変更により、従来の方法によった場合に比較し、銀行業の経常費用が19百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	49,385	5,947	287	55,620	—	55,620
(2) セグメント間の 内部経常収益	108	208	410	727	(727)	—
計	49,494	6,156	697	56,347	(727)	55,620
経常費用	47,439	5,991	362	53,793	(727)	53,065
経常利益	2,055	164	334	2,554	0	2,554

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。  
 2 各事業の主な内容  
 (1) 銀行業……………銀行業  
 (2) リース業……………リース業  
 (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業  
 3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。  
 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (14) 消費税等の会計処理」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業が186百万円、その他事業が0百万円減少し、経常利益が同額増加しております。  
 5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (リース取引に関する会計基準)」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比較し、リース業の経常収益が2,914百万円、経常費用が2,936百万円減少し、経常利益が22百万円増加しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	99,117	12,931	570	112,619	—	112,619
(2) セグメント間の 内部経常収益	366	1,021	1,281	2,668	(2,668)	—
計	99,483	13,952	1,852	115,288	(2,668)	112,619
経常費用	81,769	13,232	1,216	96,218	(2,465)	93,752
経常利益	17,713	720	636	19,070	(203)	18,866

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (9) 預金払戻引当金の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業で5百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	201.44	205.15	212.58
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	12.53	4.64	27.25
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	12.52	4.64	27.22

1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	109,666	111,377	114,903
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	13,160	13,184	13,155
(うち新株予約権)	27	56	43
(うち少数株主持分)	13,132	13,127	13,111
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	96,506	98,193	101,748
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株式 の数(千株)	479,076	478,634	478,632

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純 利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	6,003	2,222	13,055
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	6,003	2,222	13,055
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	479,053	478,636	479,003
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整 額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	326	107	570
うちストック・オブ ション	千株	326	107	570

<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p>		<p>平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株</p>	
	<p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p>	<p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p>	<p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p>
	<p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p>	<p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p>	<p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p>
		<p>平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株</p>	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
——	——	——

## 2 【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	27,610
資金運用収益	20,606
(うち貸出金利息)	(18,908)
(うち有価証券利息配当金)	(1,333)
役務取引等収益	2,790
その他業務収益	3,595
その他経常収益	616
経常費用	25,770
資金調達費用	5,767
(うち預金利息)	(4,193)
役務取引等費用	1,321
その他業務費用	2,657
営業経費	9,032
その他経常費用	※1 6,990
経常利益	1,839
特別利益	24
固定資産処分益	21
償却債権取立益	2
特別損失	57
固定資産処分損	56
減損損失	1
税金等調整前四半期純利益	1,805
法人税、住民税及び事業税	2,659
法人税等調整額	△2,789
法人税等合計	△130
少数株主利益	116
四半期純利益	1,819

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,755百万円を含んでおりません。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※7 95,354	※7 153,755	※7 132,768
コールローン	692	1,670	1,031
有価証券	※1, ※7, ※14 444,182	※1, ※7, ※14 427,335	※1, ※7, ※14 406,185
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,600,350	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,822,235	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,741,942
外国為替	※6 6,748	※6 4,229	※6 4,620
その他資産	※7 8,608	※7 10,243	※7 10,045
有形固定資産	※9, ※10, ※11 29,406	※9, ※10 33,929	※9, ※10, ※11 30,767
無形固定資産	3,005	2,829	3,026
繰延税金資産	13,919	21,571	15,518
支払承諾見返	14,014	13,770	13,562
貸倒引当金	△21,559	△18,866	△18,016
資産の部合計	3,194,723	3,472,704	3,341,452
<b>負債の部</b>			
預金	※7 2,726,094	※7 2,730,975	※7 2,755,831
譲渡性預金	213,910	345,700	339,170
コールマネー	1,697	※7 150,149	158
債券貸借取引受入担保金	※7 19,996	—	—
借入金	※12 30,900	※12 30,900	※12 30,900
外国為替	165	91	70
社債	※13 56,000	※13 66,000	※13 66,000
その他負債	26,139	29,490	26,218
未払法人税等	—	3,873	4,581
リース債務	—	1,431	—
その他の負債	—	24,185	—
賞与引当金	1,450	1,450	1,512
退職給付引当金	4,029	3,657	3,698
役員退職慰労引当金	406	359	472
預金払戻引当金	193	189	180
偶発損失引当金	—	523	364
再評価に係る繰延税金負債	※9 618	※9 618	※9 618
支払承諾	14,014	13,770	13,562
負債の部合計	3,095,617	3,373,876	3,238,756

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	37,040	37,040	37,040
資本剰余金	8,546	8,546	8,546
資本準備金	8,546	8,546	8,546
利益剰余金	52,021	56,882	57,381
利益準備金	1,599	2,078	1,599
その他利益剰余金	50,422	54,804	55,782
別途積立金	41,400	50,400	41,400
繰越利益剰余金	9,022	4,404	14,382
自己株式	△138	△288	△292
株主資本合計	97,469	102,180	102,675
その他有価証券評価差額金	1,303	△4,641	△1,252
繰延ヘッジ損益	△553	374	370
土地再評価差額金	※ <sup>9</sup> 858	※ <sup>9</sup> 858	※ <sup>9</sup> 858
評価・換算差額等合計	1,609	△3,408	△23
新株予約権	27	56	43
純資産の部合計	99,106	98,828	102,695
負債及び純資産の部合計	3,194,723	3,472,704	3,341,452



## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	48,059	48,409	97,357
資金運用収益	37,998	40,789	78,150
(うち貸出金利息)	34,200	37,748	70,805
(うち有価証券利息配当金)	2,696	2,512	5,696
役務取引等収益	5,786	4,484	11,275
その他業務収益	3,067	2,330	6,311
その他経常収益	※2 1,206	※2 805	※2 1,620
経常費用	38,665	46,446	78,954
資金調達費用	9,059	11,354	19,846
(うち預金利息)	7,108	8,244	15,018
役務取引等費用	3,353	3,742	6,172
その他業務費用	1,318	1,446	3,038
営業経費	※1 17,031	※1 17,319	33,538
その他経常費用	※3 7,903	※3 12,583	※3 16,359
経常利益	9,393	1,962	18,402
特別利益	※4 189	※4 22	※4 285
特別損失	※5 274	※5、※6 279	※5、※6 354
税引前中間純利益	9,307	1,705	18,333
法人税、住民税及び事業税	5,387	3,524	9,503
法人税等調整額	△2,771	△3,716	△3,244
法人税等合計	—	△191	—
中間純利益	6,692	1,897	12,074

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	37,040	37,040	37,040
当中間期末残高	37,040	37,040	37,040
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	8,546	8,546	8,546
当中間期末残高	8,546	8,546	8,546
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	8,546	8,546	8,546
当中間期末残高	8,546	8,546	8,546
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	1,120	1,599	1,120
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	479	478	479
当中間期変動額合計	479	478	479
当中間期末残高	1,599	2,078	1,599
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	32,900	41,400	32,900
<b>当中間期変動額</b>			
別途積立金の積立	8,500	9,000	8,500
当中間期変動額合計	8,500	9,000	8,500
当中間期末残高	41,400	50,400	41,400
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	13,727	14,382	13,727
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△2,874	△2,871	△2,874
別途積立金の積立	△8,500	△9,000	△8,500
中間純利益	6,692	1,897	12,074
自己株式の処分	△23	△3	△45
当中間期変動額合計	△4,705	△9,977	654
当中間期末残高	9,022	4,404	14,382
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	47,748	57,381	47,748
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	6,692	1,897	12,074
自己株式の処分	△23	△3	△45
当中間期変動額合計	4,273	△499	9,633
当中間期末残高	52,021	56,882	57,381

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△165	△292	△165
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	36	6	71
当中間期変動額合計	27	3	△127
当中間期末残高	△138	△288	△292
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	93,169	102,675	93,169
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
中間純利益	6,692	1,897	12,074
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	12	3	26
当中間期変動額合計	4,300	△495	9,506
当中間期末残高	97,469	102,180	102,675
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	4,846	△1,252	4,846
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,542	△3,389	△6,099
当中間期変動額合計	△3,542	△3,389	△6,099
当中間期末残高	1,303	△4,641	△1,252
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	△306	370	△306
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△246	4	676
当中間期変動額合計	△246	4	676
当中間期末残高	△553	374	370
<b>土地再評価差額金</b>			
前期末残高	858	858	858
当中間期末残高	858	858	858
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	5,398	△23	5,398
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,789	△3,384	△5,422
当中間期変動額合計	△3,789	△3,384	△5,422
当中間期末残高	1,609	△3,408	△23
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	14	43	14
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12	12	29
当中間期変動額合計	12	12	29
当中間期末残高	27	56	43

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	98,582	102,695	98,582
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,395	△2,393	△2,395
中間純利益	6,692	1,897	12,074
自己株式の取得	△9	△2	△198
自己株式の処分	12	3	26
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,776	△3,371	△5,392
当中間期変動額合計	523	△3,867	4,113
当中間期末残高	99,106	98,828	102,695

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年  (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年  (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) ———</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) ———</p>
4 繰延資産の処理方法	———	———	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,374百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,738百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,718百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。



	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前事業年度の下期より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合に比べ、前中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は332百万円多く計上されております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
	<p>(5) 預金払戻引当金</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当中間会計期間発生額19百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は19百万円及び税引前中間純利益は193百万円減少しております。</p>	<p>(5) 預金払戻引当金</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 預金払戻引当金</p> <p>預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を預金払戻引当金として計上しております。この変更により、当事業年度発生額5百万円はその他経常費用へ、過年度分相当額174百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円及び税引前当期純利益は180百万円減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(6) ———	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	———	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当中間期より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は167百万円増加しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
10 連結納税制度	——	<p>当中間会計期間から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	——

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,412百万円、「無形固定資産」中のリース資産は18百万円、「その他負債」中のリース債務は1,431百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—————	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 —————	1 —————	1 当行は、当事業年度中に連結納税の承認申請を行い、平成20年3月に承認されましたので、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。
2 —————	2 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、中間決算日の市場価格をもって中間貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が293百万円増加、「繰延税金資産」が119百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が173百万円増加しております。	2 —————

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 16,895百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,878百万円、延滞債権額は35,187百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は182百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,241百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 16,895百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は39,086百万円、延滞債権額は46,286百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,373百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,695百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 16,895百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,009百万円、延滞債権額は39,759百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,542百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,585百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,489百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,778百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 86,558百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,660百万円 債券貸借 取引受入 19,996百万円 担保金 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券28,562百万円、現金預け金0百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,081百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、282,394百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが273,411百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,441百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,676百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 0百万円 有価証券 208,750百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,308百万円 コール マネー 150,000百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券53,287百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,949百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297,854百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが293,359百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,896百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,511百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 66,379百万円 預け金 0百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,332百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券54,228百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は1,966百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、300,761百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが295,319百万円あります。</p>



前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 684百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 9,293百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 -百万円)</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 650百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 10,961百万円</p> <p>※11 ———</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 665百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 9,766百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円 (当事業年度圧縮記帳額 -百万円)</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は970百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ820百万円減少しております。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は720百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)																
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 740百万円 無形固定資産 499百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益1,149百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額6,679百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益188百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額174百万円、固定資産処分損100百万円であります。</p> <p>※6 ———</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,327百万円 無形固定資産 572百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益654百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額10,975百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益21百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」は、減損損失162百万円、固定資産処分損116百万円であります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計162百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗 2 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>162百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 2 か店	種類	建物他	減損損失	162百万円	<p>※1 ———</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益1,149百万円、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額370百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,517百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金614百万円、偶発損失引当金繰入額364百万円及び貸出債権売却に伴う損失239百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益283百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」は、過年度分相当額の預金払戻引当金繰入額174百万円、固定資産処分損143百万円、減損損失36百万円であります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計36百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>営業用店舗 1 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2 百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 1 か店	種類	建物	減損損失	2 百万円
地域	大阪府下																	
用途	営業用店舗 2 か店																	
種類	建物他																	
減損損失	162百万円																	
地域	大阪府下																	
用途	営業用店舗 1 か店																	
種類	建物																	
減損損失	2 百万円																	

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																
	<p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	<p>(遊休資産)</p> <table data-bbox="1075 324 1414 459"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産 1 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>7 百万円</td> </tr> </table> <table data-bbox="1075 497 1414 631"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産 4 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>27 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	遊休資産 1 物件	種類	建物	減損損失	7 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 4 物件	種類	土地建物	減損損失	27 百万円
地域	大阪府下																	
用途	遊休資産 1 物件																	
種類	建物																	
減損損失	7 百万円																	
地域	大阪府外																	
用途	遊休資産 4 物件																	
種類	土地建物																	
減損損失	27 百万円																	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	319	21	70	271	(注) 1、2
合計	319	21	70	271	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加21千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少70千株は、ストック・オプションの権利行使による減少70千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	715	13	16	713	(注) 1、2
合計	715	13	16	713	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少16千株は、単元未満株式の売渡しによる減少9千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	319	537	141	715	(注) 1、2
合計	319	537	141	715	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加537千株は、取締役会決議による取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加37千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少141千株は、ストック・オプションの権利行使による減少140千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機械であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1
2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 〔借手側〕 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 5,466百万円 その他 385百万円 合計 5,851百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,590百万円 その他 292百万円 合計 3,882百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,876百万円 その他 93百万円 合計 1,969百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 800百万円 1年超 1,272百万円 合計 2,073百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円	2	2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 〔借手側〕 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 5,452百万円 その他 363百万円 合計 5,815百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,854百万円 その他 302百万円 合計 4,156百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 動産 1,597百万円 その他 61百万円 合計 1,659百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 797百万円 1年超 926百万円 合計 1,723百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> <li>支払リース料 470百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</li> <li>減価償却費相当額 373百万円</li> <li>支払利息相当額 71百万円</li> <li>減損損失 一百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> <li>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法</li> <li>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</li> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> <li>1年内 19百万円</li> <li>1年超 473百万円</li> <li>合計 492百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> <li>支払リース料 932百万円</li> <li>リース資産減損勘定の取崩額 一百万円</li> <li>減価償却費相当額 736百万円</li> <li>支払利息相当額 131百万円</li> <li>減損損失 一百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> <li>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法</li> <li>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</li> <li>・未経過リース料</li> <li>1年内 28百万円</li> <li>1年超 502百万円</li> <li>合計 530百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕</li> <li>・未経過リース料</li> <li>1年内 50百万円</li> <li>1年超 555百万円</li> <li>合計 606百万円</li> </ul>	

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
——	——	——

#### 4 【その他】

該当ありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月6日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月6日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸 二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行東京支店 (東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社関西アーバン銀行奈良支店 (奈良市中筋町1番地の4) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第146期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。